

入札説明書

奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等の借入れ

<p>入札説明書一式</p> <ol style="list-style-type: none">1. 入札説明書2. 適合規格承認申請書記載例3. 納入（供給）証明書記載例4. 保守体制整備証明書記載例5. 作業実施証明書記載例6. 契約履行実績証明書記載例7. 入札書記載例8. 入札書封緘例9. 委任状記載例10. 見積書記載例11. 一般競争入札辞退届記載例12. 仕様書13. 契約条項（案）	<p>添付様式一式（入札説明書綴じ込みでない）</p> <ol style="list-style-type: none">1. 適合規格承認申請書（様式1）2. 納入（供給）証明書（様式2）3. 保守体制整備証明書（様式3）4. 作業実施証明書（様式4）5. 契約履行実績証明書（様式5）6. 入札書（様式A）7. 委任状（様式B）8. 見積書（様式C）9. 一般競争入札辞退届（様式D）10. 入札質問票
---	---

令和元年 1 1 月

奈良県農林部林業振興課

入札説明書

奈良県が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記**7**の（1）に掲げる者の説明を求めることができます。

1. 公告日

令和元年11月11日

2. 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札物件名

奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等の借入れ

(2) 入札物件の数量及び特質

奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等 一式

(3) 借入期間

令和2年 2月 1日～令和7年 1月31日

(4) 納入場所

奈良市登大路町30番地 奈良県農林部林業振興課

(5) その他

詳細については、別紙「奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等の借入れ」にかかる仕様書のとおりとします。

契約条件については、別紙「奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等の賃貸借契約書(案)」を参考にしてください。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（4）までに該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加有資格者で、営業種目〇1賃貸業務に登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせてください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話 0742-27-8908（ダイヤルイン）

(3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

(4) 過去3年（平成28年4月1日から令和元年11月11日まで）に同種の契約を2件以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者であること。

4. 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、以下に定める書類（以下「入札参加資格申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 適合規格承認申請書（様式1）及び定価見積書

別紙「奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等の借入れ」にかかる仕様書に基づく調達物件としての適否の承認を適合規格承認申請書により受けなければなりません。記載については別紙適合規格承認申請書記載例のとおりです。

イ 納入（供給）証明書（様式2）

上記アで示す適合規格承認申請を行った物品等を、確実に納入できる販売業者の納入（供給）証明書を提出してください。記載については別紙納入（供給）証明書記載例のとおりです。

ウ 保守体制整備証明書（様式3）

保守期間中の保守体制が整備されていることを証明する書類として、保守体制整備証明書を提出してください。記載については別紙保守体制整備証明書記載例のとおりです。

エ 作業実施証明書（様式4）

上記アで示す適合規格承認申請を行った物品等について設置作業及び各種設定作業を確実にを行うことを証明する書類を提出してください。記載については別紙作業実施証明書記載例のとおりです。

オ 契約履行実績証明書（様式5）

過去3年（平成28年4月1日から令和元年11月11日まで）に同種の契約を2件以上締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類として契約履行実績証明書を提出してください。履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し（契約相手方による実績を証する書類でも可）の提出が必要です。記載については別紙契約履行実績証明書記載例のとおりです。（※証明いただいた実績が後述の8（3）イに該当する場合は、契約保証金を免除します。）

<提出期限及び場所等>

- ・提出期限：令和元年11月22日（金） 午後1時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
- ・場 所：〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県農林部林業振興課 森林計画係（県庁分庁舎5階）
電話 0742-27-8047（ダイヤルイン）
- ・調整期日：令和元年11月26日（火） 午後5時まで
（提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等がある場合は、調整期日までに再提出してください。）

<提出方法及び部数>

- ・方 法：持参又は郵送
郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限の前日までに必着のこと。また、封筒に「奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等の借入れに係る入札参加資格申請書類在中」と朱書きしてください。

- ・部 数：各1部

<その他>

- ・作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- ・提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ・提出された申請書等は返却しません。

5. 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加資格申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を書面により通知します。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）以内に書面を上記4の書類の提出先に持参して説明を求めることができます。

6. 入札方法

- (1) 入札は、1か月あたりの借入金額（借入物品の搬入、設置、調整及びこれらに付随する作業に要する経費、作業等の説明又は教育に要する経費、技術サポート及び保守に要する経費並びに動産総合保険の加入に要する経費を含みます。）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札者は、所定の入札書（様式A）を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。記載については別紙入札書記載例及び入札書封緘例のとおりです。入札書は再度（2回目の）入札を行う場合がありますので2枚用意して下さい。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状（様式B）を入札と同時に提出してください。記載については別紙委任状記載例のとおりです。なお、この場合の入札書には、入札者の住所氏名欄に入札者本人の住所氏名を記載し、その下に代理人と表示して代理人の氏名を記載のうえ、委任状で申請した代理人印を押印してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 初度の入札において、無効な入札をした場合は、再度入札に参加することができません。
- (6) 再度（2回目の）入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続に入ることがあります。その際、見積書（様式C）が必要となりますので、別紙見積書記載例のとおり作成の上、1部用意して下さい。
- (7) 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行うものとします。
- (8) 入札の際には、入札参加資格確認通知書（又はその写し）を持参してください。

7. 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県農林部林業振興課森林計画係（県庁分庁舎5階）
電話 0742-27-8047（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明会の日時及び場所
実施しません。
- (3) 入開札の日時及び場所
令和元年12月2日（月） 午後3時
奈良県中小企業会館4階 会議室（1）

8. 補足

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 入札保証金
免除します。
- (3) 契約保証金
契約の相手方は、1か月当たりの借入金額に借入期間を乗じて得た金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は、免除します。
ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
イ 過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらすべて誠実に履行した者。履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し（契約相手方による実績を証する書類でも可）の提出が必要です。なお、遅滞なく契約締結を行えるよう、書類の準備をしておいてください。

9. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 奈良県契約規則第7条に該当する入札
詳細については、次のアからオに掲げるとおりです。
ア 知事の定める入札条件に違反した入札
イ 入札書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札
ウ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
エ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (4) その他、入札に関する条件に違反した入札

10. 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者またはその代理人が出席して行うものとします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があります。なお、再度入札を辞退する場合は、一般競争入札辞退届（様式D）を提出して下さい。記載については別紙一般競争入札辞退届記載例のとおりです。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 再度（2回目）の入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約を行う場合があります。

11. 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。
- (3) この契約は、長期継続契約として締結するもので、契約書に「予算の減額又は削除に係る契約の解除等」の条項が入ります。
- (4) 落札者は、契約締結時に金額内訳明細書の作成を要します。

12. 手続における交渉の有無

有（4で示す入札参加資格申請の手続が必要です。）

13. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。

- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合 ((6) に該当する場合を除きます。) において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

14. 契約の解除

契約締結後、契約者について **13** の (1) から (7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、**13** の (1)、(3)、(4) 及び (5) 中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

15. その他

- (1) 仕様に関わる質問等については、別紙入札質問票に必要事項を記入し、次に示す連絡先に E-mail または、FAX で送信してください。質問受付期間は、11月15日(金)15時までとします。回答については質問票を提出いただいた方全員に対し、11月19日(火)までに E-mail または FAX で行うとともに、奈良県総務部情報システム課のホームページにも掲載します。

E-mail : rinse@office.pref.nara.lg.jp (担当：林業振興課 森林計画係)

FAX : 0742-24-5004

URL : <http://www.pref.nara.jp/10452.htm>

- (2) 入札手続に関する質問(証明書記載方法・日程確認等)については電話でも受け付けます。
- (3) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (4) 契約業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。
- (5) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。

(様式1)

<適合規格承認申請書記載例>

適合規格承認申請書

奈良県知事 荒井 正吾 殿

令和〇〇年〇月〇日

提出日を記入してください

商号または名称 株式会社 〇〇〇〇

住 所 奈良県奈良市〇〇町△△番地

代表者名 〇〇 〇〇

印

入札物件名：奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等の借入れ

県に登録している代表者印を押印してください

次のとおり適合規格について承認申請します。

仕様等に合わせて業務ごとに内容が変わります。

別紙による申請の場合は、袋とじの上、帯紙の上下に割印し提出若しくは各用紙に「入札物件名」、「商号または名称」、「住所」、「代表者名」を記入の上、代表者印を押印し提出してください。

<見積書記載例>

記載項目を満たしていれば、各業者の様式で提出いただいてもかまいません

見積書

提出日を記入してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 荒井 正吾 殿

商号または名称 株式会社 〇〇〇〇

住 所 奈良県奈良市〇〇町△△番地

代表者名 〇〇 〇〇

印 県に登録している代表者印を押印してください

物件名 : 奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等 一式

賃貸借期間 : 令和2年2月1日 ~ 令和7年1月31日

賃貸借料 (月額) : 〇〇〇, 〇〇〇円 (税抜き) [参考リース料率 : △. △△%]

消費税等 : △△△円

合計 : □□□, □□□円 (税込み)

参考リース料率を記入してください

名称	型番	数量	定価		月額保守料 (定価)		備考
			単価	小計	単価	小計	
ノート型パソコン	△△△-△△△	1台	**, **円	**, **円	*, **円	*, **円	注意事項があれば記入してください
増設メモリ	〇〇-〇〇	1台	**, **円	**, **円	*, **円	*, **円	
プリンタ	△□△-□	1台	**, **円	**, **円	*, **円	*, **円	
合計 (税抜き)			**, **円		*, **円		

見積内容は「一式」ではなく、詳細見積を記載してください。

税抜きの合計金額を記載してください

(様式2)

<納入(供給)証明書記載例>

納入（供給）証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 荒井 正吾 殿

提出年月日を記入してください

商号または名称 株式会社 〇〇〇〇

県に登録している代表者印を押印してください

住所 奈良県奈良市〇〇町△△番地

代表者名 〇〇 〇〇 印

令和元年11月11日付で公告のありました「奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等の借入れ」の入札について、下記のとおり、仕様書に適合した製品を納入期限までに確実に納入完了することを証明します。

記

名 称	メーカー名・商品名・型番	規 格 ・ 数 量
ノート型パソコン	〇〇社製 〇〇〇〇〇 △△△-△△△	CPU 〇〇1.6GHz メモリ 256MB 内蔵ハードディスク 40GB
仕様書に記載されている名称を記入してください	各物品のメーカー名、商品名、型番を記入してください	物品の台数を記入してください
別紙による申請の場合は、袋とじの上、帯紙の上下に割印し提出若しくは各用紙に「入札物件名」、「商号または名称」、「住所」、「代表者名」を記入の上、代表者印を押印し提出してください。		仕様書に記載されている規格を全て記入してください
		1台
		256MB 1台

【入札業者と供給業者が異なる場合は以下の記入・押印が必要です】

上記の通り納入することを確約します。

令和 年 月 日

商号または名称

供給元が確約した年月日を記入してください

供給元の商号または名称を記入してください。
供給元が複数となる場合は、供給元ごとに証明書を作成してください。

供給元の住所を記入してください

住 所

供給元の代表者印を押印してください

代表者名

印

(様式3)

<保守体制整備証明書記載例>

保守体制整備証明書

提出年月日を記入してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 荒井 正吾 殿

商号または名称 株式会社 〇〇〇〇

県に登録している代表者印を押し印してください

住 所 奈良県奈良市〇〇町△△番地

代表者名 〇〇 〇〇 印

「奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等の借入れ」に関する機器について迅速な保守を行うため、下記のような保守体制を整備していることを証明します。

保守業者名を記入してください

記

保守要員の待機している拠点の所在地を記入してください

1. 保守業者名 : 〇〇〇〇株式会社

2. 保守拠点所在地 : 〇〇県〇〇市〇〇〇

3. 保守対応人数 : 〇〇名

待機している保守要員の人数を記入してください

4. 保守手段 :

窓口受付時間は、月曜日から金曜日、8時30分から17時15分とします。

障害発生時は、〇〇します。

その他特記事項は〇〇とします。

仕様書に記載されている保守内容を記入してください

【入札業者と保守業者が異なる場合は以下の記入・押印が必要です】

上記保守体制を整備していることを確約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

保守業者が確約した年月日を記入してください

商号または名称 株式会社 〇〇〇〇

保守業者の住所を記入してください

保守業者名を記入してください

保守業者の代表者印を押し印してください

住 所 奈良県奈良市〇〇町△△番地

代表者名 〇〇 〇〇 印

(様式4)

<作業実施証明書記載例>

作業実施証明書

提出年月日を記入してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 荒井 正吾 殿

商号または名称：株式会社 〇〇〇〇

住 所：奈良県奈良市〇〇町△△番地

代 表 者 名： 〇〇 〇〇 印
(統括責任者)

入札参加業者の名称を記入してください

県に登録している代表者印を押印してください

〔入札参加業者名〕が契約者となった場合は、「奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等の借入れ」に関わる機器及びソフト一式の設置作業及び設定作業等を確実に行うことを証明します。

また、本業務について迅速な実施を行うため、下記のような体制を整備していることを証明します。

作業を実施する業者名を記入してください

1. 実施業者名：株式会社 〇〇〇〇

作業を実施する業者の住所を記入してください

2. 実施拠点所在地：奈良県〇〇市△△

作業体制（人数等）を記載してください

3. 作業体制：

【入札業者と作業実施業者が異なる場合は以下の記入・押印が必要です】

上記作業体制を整備していることを確約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

作業業者が確約した年月日を記入してください

商号または名称 株式会社 〇〇〇〇

作業業者の住所を記入してください

作業業者名を記入してください

作業業者の代表者印を押印してください

住 所 奈良県奈良市〇〇町△△番地

代 表 者 名 〇〇 〇〇 印

契約履行実績証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 荒井 正吾 殿

提出年月日を記入してください

入札資格審査時に提出する場合は奈良県知事あて、契約締結時に提出する場合は、契約締結権者（農林部長）あてとします。

住所 奈良県奈良市〇〇町〇〇-〇
商号・名称 〇〇株式会社 奈良支店
代表者名 〇〇 〇〇

印

次のとおり契約履行実績があることを証明します。

県に登録している代表者印を押印してください

契約名称	契約年月日 (契約期間)	契約相手方	契約内容 (品名、数量等)	契約金額(千円)
〇〇〇〇端末借入	H18.4.1 (H18.4.1 ~H19.3.31)	〇〇県知事	〇〇社製 ノートパソコン 型名×××× 数量：100台 (保守含む) 他一式	月額 〇,〇〇〇 (税込)
△△△△端末借入	H17.4.1 (H17.4.1 ~H18.3.31)	〇〇県知事	△△社製 ノートパソコン 型名□□□□ 数量：100台 (保守含む) 他一式	月額 〇,〇〇〇 (税込)

契約期間はカッコ内に記入してください

メーカー、品名、形式、数量、保守の有無等を記載してください
別紙を添付する場合は、「詳細は別紙」と記載してください

契約金額については、「月額」等を明確にしてください

注) 過去3年（平成28年4月1日から令和元年11月11日まで）に締結した契約の契約書の写し又は契約相手方による契約証明書が必要となります。

入 札 書

見積もった金額の「110分の100」
に相当する金額を記入してください

金 1 2 3 , 4 5 6 円

但し、奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等の借入れ

入札保証金 免 除

上記のとおり入札します。

入札年月日を記入してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 荒井 正吾 殿

入札する法人の住所を記入してください

入札者 住 所 奈良県奈良市〇〇町△△番地

氏 名 株式会社 〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

印

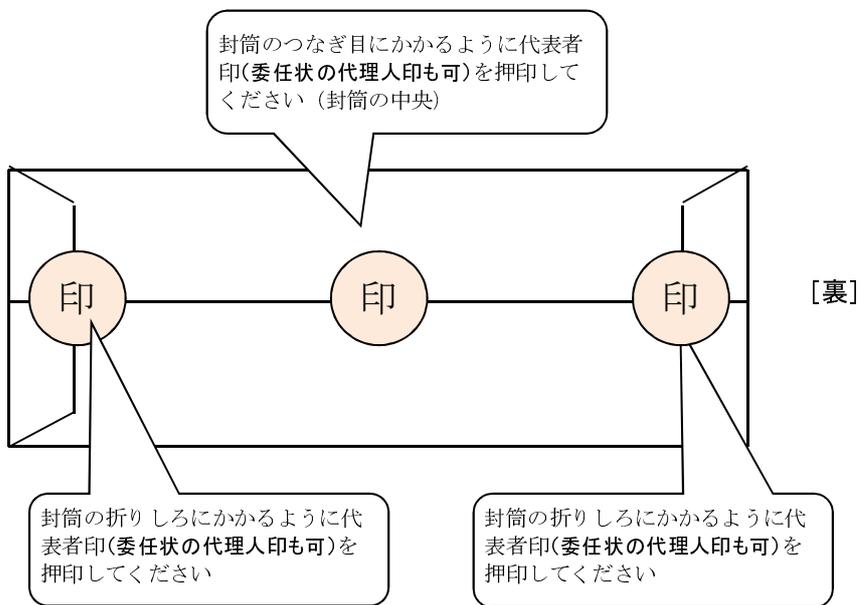
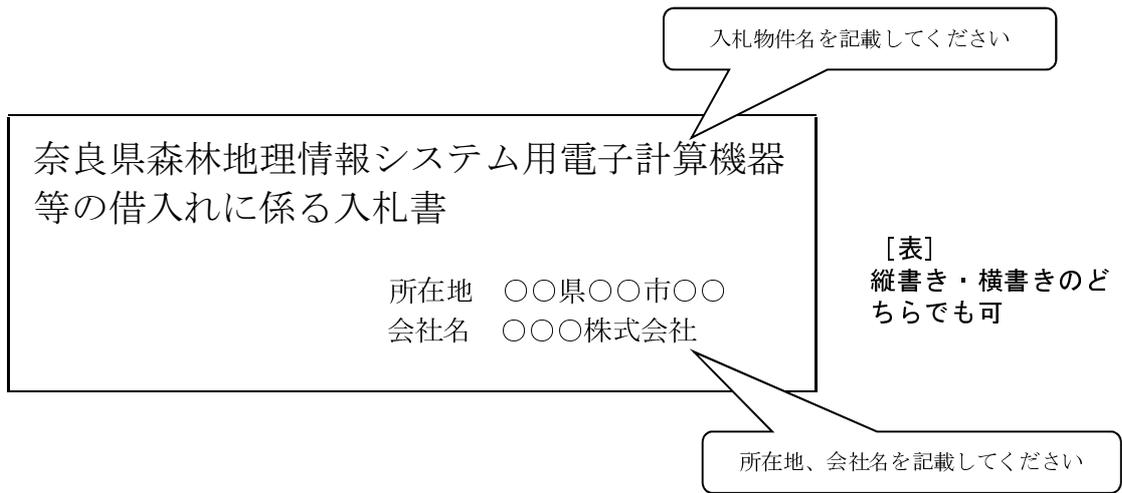
入札する法人の名称及び代表者
氏名を記入してください

県に登録している代表者印を押印してください。
※代理人で入札する場合、押印は不要です。

(代理人 〇〇 〇〇 印)

代理人による入札の場合は代理人の氏名を記入し、委任状で申請した
代理人印を押印してください。
※代理人の氏名・押印がない場合、入札は無効になります。

<入札書封緘例>



委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、次の物件に伴う入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

物 件 名 奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等の借入れ

受任者（代理人）氏名

〇〇 〇〇

代理人の氏名を記入してください

印

入札に使用する代理人印を押印してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

入札年月日を記入してください

奈良県知事 荒井 正吾 殿

入札する法人の所在地を記入してください

所在地 奈良県奈良市〇〇町△△番地

入札する法人の名称を記入してください

名 称 株式会社 〇〇〇〇〇

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

入札する法人の代表者氏名を記入してください

印

入札する法人の代表者印を記入してください（県に登録している印鑑）

見 積 書

見積もった金額の「110分の100」
に相当する金額を記入してください。
金額は2回目の入札終了後に記入して
ください。

金 1 2 3 , 4 5 6 円

但し、奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等の借入れ

上記のとおり見積します。

入札年月日を記入してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

見積を行う法人の住所を記入してください

奈良県知事 荒井 正吾 殿

入札者 住 所 奈良県奈良市〇〇町△△番地

氏 名 株式会社 〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

印

見積を行う法人の名称及び代表者氏名を記入してください

県に登録している代表者印を押印してください（代理人による見積の場合は、委任状で申請した代理人印を押印）

(代理人 〇〇 〇〇)

代理人による見積の場合は代理人の氏名を記入してください

(様式D)

<一般競争入札辞退届記載例>

一 般 競 争 入 札 辞 退 届

入札年月日： 令和元年12月2日

入札物件名： 奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等の借入れ

上記物件について、再度入札を辞退します。

入札年月日を記入してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県知事 荒井 正吾 殿

代表者印を押印してください

入札者 氏名 株式会社 〇〇〇〇〇

商号又は名称を記入してください

代表取締役 〇〇 〇〇

代表者名を記入してください

印

(代理人 〇〇 〇〇 印)

初度入札を代理人がした場合は代理人の氏名を記入し、委任状で申請した代理人印を押印してください

「奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等の借入れ」にかかる仕様書

1. 調達目的

今回の電子計算機器等（以下「機器等」という。）の調達は、平成27年2月に設置し、同年2月より令和2年1月まで稼働予定である森林地理情報システム用電子計算機器等（以下「旧機器等」という。）の更新および新たなOS（Windows10）への対応を行うことを目的とする。

2. 調達の概要

(1) 調達業務名

- ・ 「奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等の借入れ」

(2) 借入期間

- ・ 令和2年2月1日から令和7年1月31日

(3) 履行場所

- ・ 奈良市登大路町30番地（奈良県庁分庁舎 5階）
奈良県 農林部 林業振興課内（パソコン1台、プリンタ1台、プロッタ1台）
- ・ 大和郡山市満願寺町60-1（奈良県郡山総合庁舎 3階）
奈良県 北部農林振興事務所 農林普及課内（パソコン1台）
- ・ 橿原市常盤町605-5（橿原総合庁舎 2階）
奈良県 中部農林振興事務所 農林普及課内（パソコン1台）
- ・ 吉野郡大淀町佐名伝626
奈良県 南部農林振興事務所 林業振興第一課内（パソコン1台）
- ・ 吉野郡大淀町佐名伝626
奈良県 南部農林振興事務所 森林整備課内（パソコン1台）
- ・ 吉野郡十津川村大字折立631-1（十津川村林業会館 2階）
奈良県 南部農林振興事務所 林業振興第二課内（パソコン1台）
- ・ 高市郡高取町吉備1
奈良県森林技術センター（パソコン1台）

(4) 調達業務内容

- ・ 別紙1に記載する機器等の賃貸借
- ・ 機器等の搬入、設置及び調整、旧機器等（別紙2）からのデータ移行
- ・ 機器等の保守

3. 機器等の仕様

- ・ 機器等の仕様及び台数は別紙1記載のとおり
- ・ 入札説明書記載の入札参加資格確認のための適合規格承認申請書の提出期日時点で、その機器等の製造業者において出荷している最新機種(最新のメーカーカタログ等による公表がされているもの)であること。
- ・ なお、納入する機器等は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」及び「平成31年度奈良県庁グリーン購入調達方針 (http://www.eco.pref.nara.jp/jorei_kisoku/data/gurin/H31_houshin.pdf)」に準拠したものであること。

4. 機器等の搬入、設置、調整について

- ① 借入開始時期は令和2年2月1日からであるが、令和2年1月中旬から令和2年1月末日は、旧機器(現在奈良県森林地理情報システムがインストールされているパソコン)と並行稼働しながら、機器へのデータ移行作業等の動作確認期間とするため、原則として令和2年1月中旬に奈良県が指示する場所へ機器等の設置を完了させること。
- ② 機器等の設置及び納品にあたっては、搬入、設置、調整及びこれに付随する作業、部品及び消耗品に要する費用についても負担すること。機器等の設置にあたって必要な電源については100V20A、1系統までとし、これを超える場合にあっては、必要とする電源を確保する部品及び工事費用を負担すること。
- ③ システム及び既存データの移行に関する作業、及び新たな OS (Windows10) への対応に関する作業については、落札者が責任を持って履行すること。移行にあたり、既存システム開発受託業者及び既存システム保守受託業者(以下「受託業者」という。)による支援の作業等が必要となる場合、これに関する費用は受託業者へ確認の上、すべて契約金額に含めること。また、システム及び既存データの移行、及び新たな OS (Windows10) への対応については、奈良県及び受託業者の検収を得ること。
受託業者(既存システム開発受託業者・既存システム保守受託業者) 連絡先
株式会社パスコ 奈良支店 TEL:0742-30-6451 FAX:0742-35-7233
- ④ 機器等は、上記1の目的に沿って問題なく利用できる状態にすること(プリンタ及びプロッタについては、パソコンとのネットワーク接続も完了しておくこと)。ソフトウェアについては、奈良県と適宜調整の上、インストール及び基本設定を行うこと。
- ⑤ 機器及び指定するソフトウェア等が全て問題無く動作することを確認すること。
- ⑥ 機器等の設置後の空き箱、保護材等については、県が指示するものを除き、設置者において処分すること。

5. 保守について

- ① 機器等を常に良好な状態に保ち、安定的かつ効率的に運用するため、借入期間中の保守を行うこと。
- ② 保守の対象は別紙1に記載の機器等全てとする。なお、ソフトウェアについてはバージョンアップ対応も含むものとする。
- ③ 上記の保守は、業者に委託して行うことができる。保守作業を担当する業者が複数となる場合にあっては、保守に関する対応窓口を統一して県に届け出ること。ただし、機器等のメーカーは同一が望ましいが、パソコン、プリンタ、プロッタの各機器以外の周辺機器及び増設機器等についてはこの限りではない。やむを得ず複数となる場合においても窓口が複数にならないようにすること。実際の保守作業等が別々となっても構わない。
- ④ 障害時の対応は、祝日を除く月曜日から金曜日（ただし、12月29日～1月3日を除く）の8:30～17:15とする。
- ⑤ 機器等を常に良好な状態に保つため、機器等に精通した保守要員により、常時保守できる体制をとるとともに、納入した機器等の安定稼働を確保するために保守要員を要請後概ね1日以内に現地に到着できるようにすること。また交換部品等については原則として保持していること。なお、機器等の障害の程度が大きく、障害の復旧に相当期間を要する場合は、同等性能を持つ代替機器等を障害発生前最終バックアップ時点の状態（ソフトウェアのインストール等）で提供すること。初期対応・復旧までの対応については、随時奈良県と協議のうえ、その指示に従うこと。
- ⑥ 機器等の保守については、保守会社に委託して行うことができるが、すべての機器等について現地にて対応すること（機器等の預かり修理及び機器等保守業者への機器等持込修理は認めない）。なお、上記の対応が困難な場合は、奈良県と適宜協議の上、現地以外の対応を認める場合がある。
- ⑦ 障害発生時には、業務の遂行に支障を来さないよう動作復旧を優先し、故障修理まで一貫して実施したうえで、障害箇所及び障害原因を報告すること。
- ⑧ 保守完了後は、障害内容、原因、講じた対策等について記載した書面を提出すること。
- ⑨ 保守にかかる経費は別途負担しないので、交通費、作業費等の経費も含めた上で入札価格を積算すること。ただし、電力料は、奈良県の負担とする。
- ⑩ 現在、奈良県は奈良県森林地理情報システムの開発受託業者にそのシステム保守を委託している。そのシステムの運用時の障害において、その原因がハードウェアによるものか同システムのアプリケーションによるものかの判断が即時に行えない場合、奈良県及び保守受託業者の指示に従い、原因の切り分け、復旧に対応すること。

6. 技術サポートについて

- ・ 本仕様で指定するソフトウェア、ハードウェアについて、その性能を十分に発揮させるため、機器運用やネットワーク環境の効率化、最適化を実現するための技術的なサポートを行うこと。納入する関連機器等については、ソフトウェア(OSも含む)のサポートも受けられるものとする。

7. その他

- ・ 機器、ソフトウェア等のマニュアル及びメディアが標準添付されていない場合は、1式(1セットずつ)含めること。また、すべてのマニュアルは、日本語版であること。
- ・ 周辺機器等を動作させるために必要なソフトウェア及び接続に必要な部品等については、仕様に明記していない場合であっても用意すること。
- ・ 賃貸借期間(再リース期間を含む)終了後は、機器等を撤去回収するものとし、その費用も負担すること。その際、機器等に保存されたデータが復元不可能となるように物理破壊またはデータ削除ソフトウェア等により完全消去し、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。
- ・ 賃貸借期間終了後は、原則としてソフトウェアのライセンス(使用权)は本県に帰属すること。
- ・ 本調達業務の履行に際して、関連する個人情報の保護を図ることを目的として、県が指定する個人情報取扱特記事項を設けた契約書を締結すること。
- ・ 別紙1を接続し動作させるために必要となる部品等については、仕様の記載の有無に関わらず、すべて納入すること。
- ・ ソフトウェアは、明確な指定のある場合は指定のものとする。また、ソフトウェアは、指定のあるものを除いて最新のバージョンとする。ただし、OSとの関係等によりソフトウェアが動作しない場合は、同等以上のものと変更できる。その場合は、事前に奈良県の承認を得ること。
- ・ 奈良県農林部林業振興課以外のパソコンについては、林業振興課にパソコンを搬入することとする。その後、森林地理情報システムをセットアップ後、林業振興課の担当者が履行場所へパソコンを搬入する。

別紙1 森林地理情報システム用機器仕様

森林地理情報システム用機器等仕様

区分	数量	項目	仕様	保守
ノート型パソコン	7	形状	オールインワンタイプノートパソコン	○
		OS	OS:Windows® 10 Professional 64ビット (日本語版)	
		CPU	第8世代 インテル® Core™ i7、2.20GHz以上 安定性を考慮し、CPUとチップセットは同一メーカーとする	
		メインメモリ	8GB 以上 (増設による対応でも可。)	
		ハードディスク	HDD 320GB以上、7,200rpm以上、または SSD :256GB以上 M.2 NVMe対応	
		DVDスーパーマルチドライブ (内蔵型)	次の各メディアに対応していること、外付け可 CD-ROM、CD-R、CD-RW、DVD-ROM、DVD-Video、DVD-R (1層)、DVD-R (2層)、DVD+R (1層)、DVD+R (2層)、DVD-RW、DVD+RW	
		表示装置	17.3インチ HD+ TN 1600×900、非光沢LED、バックライトディスプレイ	
		キーボード	日本語キーボード、テンキーボード付属	
		マウス	ワイヤレスマウス USB接続、レーザー方式でチルトホイール付き	
		通信機能	内蔵 (1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T対応)	
		インターフェイス	USB2.0もしくは3.0×3以上、USB3.0×1以上、VGA×1以上、ディスプレイポート×1以上、RJ45×1以上、eSATA×1以上	
拡張ユニット	USB2.0もしくは3.0×2以上、VGA×1以上、RJ45×1以上			
A3対応カラーレーザープリンタ	1	形式	デスクトップ型ページプリンタ	○
		解像度	1,200×1,200dpi	
		印刷スピード	片面印刷:カラー印刷時 A4横送:30頁/分以上、モノクロ印刷時 A4横:30頁/分以上 両面印刷:カラー印刷時 A4横送:21頁/分以上、モノクロ印刷時 A4横:21頁/分以上	
		ファーストプリント時間	カラー:9.9秒(A4)以内、モノクロ:8.3秒(A4)以内	
		用紙サイズ	手差しトレイ:A3~A5、ハガキ、不定形紙(長尺紙含む) MPカセット:A3~ハガキ、不定形紙、用紙カセット:A3~B5 増設1段カセットユニット:A3~B5 通紙可能サイズ:紙幅90mm~297mm、長さ148mm~1200mm	
		給紙容量	普通紙1,350枚以上(増設ホッパ対応可)	
		用紙厚	60g/m ² ~216g/m ²	
		排紙容量	普通紙250枚以上	
		インターフェイス	イーサネット<1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T>(TCP/IP)、USB2.0(Hi-Speed)以上	
		両面印刷	対応	
		メモリ容量	512MB以上(増設対応可)	
B0対応カラーインクジェットプロッタ (スタンド含む)	1	形式	インクジェット方式型大判プリンタ	○
		インクの種類	染料+顔料 6色以上	
		解像度	2,400dpi×1,200dpi以上	
		距離精度	±0.1%以内	
		印刷速度	高速印刷:A1サイズ* 28秒/面以内、標準印刷 A1サイズ* 1.3分/面以内、高品質印刷 A1サイズ* 4.3分/面以内	
		給紙方法	ロール紙:1本、カット紙:手差し	
		対応用紙	カット紙:最小210×279mm以下、最大1,030×1,456 mm 以上 ロール紙:279~1,118mm	
		最大用紙厚	0.8mm	
		インターフェイス	イーサネット<1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T>(TCP/IP)、USB2.0(Hi-Speed)以上(オプション対応可)	
		メモリ容量	16GB以上	
		備品類	2	
1	ハブ		LAN端子:100Base-TX または 1000Base-T、全ポートオートネゴネーション対応 機能:EAPOL(IEEE802.1X)フレーム透過、BPDUフレーム透過、ポート数:8ポート	○
7	セキュリティワイヤー		ワイヤー長:1.7m以上、ワイヤー径:3.8mm以上 暗証ダイヤルキー+ワイヤー一体型でセキュリティスロット利用タイプであること	○

区分	数量	項目	仕様	保守
システム用ソフトウェア	7	Office Professional	Office Professional 2016(32ビット版) ノート型パソコンにインストールすること。	○
	7	一太郎	ジャストシステム社製 購入バージョンは「一太郎Pro」とする。購入にあたってはExcellent-Dライセンス契約を使用すること。ノート型パソコンにインストールすること。	○
運用ソフトウェア等	7	ウイルスバスター(1年分)	奈良県が保有するライセンス(法人名:奈良県、製品名:Trend Micro ウイルスバスターコーポレートエディション PLUS 追加ガバメント、ランク:1ランク。※その他の必要な情報は受注時にお渡します。)の追加ライセンスで納入すること。ノート型パソコンにインストールすること。	○ ^(注)

※保守欄に○のついている機器等については、対象期間中の保守料金も見積金額に含めること。
注: ウイルスバスターの保守期間は1年のみとする。

別紙2 賃貸借物件明細(旧機器等)

賃貸借物件明細

項目	品名	型名	数量
(ノートパソコン)			
	Dell Precision M6800 CTO		2
	(構成) Windows 7 Professional、日本語版、64ビット インテル Core i5-4310M (2.70GHz)インテル vProテクノロジー搭載 8GB (4GB x2)DDR3L メモリ (1600MHz) 500GB 2.5インチ SATA (7,200 回転)HDD 8X DVD+/-RWドライブ/レイトCD-ROM/R/RW、DVD-ROM/Video/±R(1層、2層)/±RW対応 17.3インチ デジタルハイエンドシリーズ フルHD(1920x1080)液晶ワイドビューディスプレイ (LEDバックライト) 日本語キーボード、テンキーボード付属 内蔵インテル 82579M/V 10/100/1000 キガビットイーサネット USB3.0 × 4ポート (USB2.0互換対応)、USB2.0 × 1ポート、VGA × 1ポート、DisplayPort × 1ポート、RJ45 × 1ポート、eSATA × 1ポート		
	E-ポートプラス アドバンスポートリプリケータII		2
	Dell レーザーマウス		2
(A3対応カラーレーザープリンタ)			
	A3カラーレーザープリンタ	LP-S8100	1
	増設1段カセットユニット (670枚)	LPA3GZ1C10	2
	256MB増設メモリ	LPBUS256M	1
	サービスパック 購入同時5年	HLPS81005	1
(B0対応カラーインクジェットプロッタ)			
	Designjet T795 44inch ePrinter	CR649C#BCD	1
	HP Care Pack T795用 翌日対応	HQ003E	1
(LANケーブル)			
	LANケーブル(10m)	LD-GPT/BU10/RS	2
(ソフトウェア)			
	マイクロソフト/Office Professional 2013(32ビット版)	MWSWM03	2
	一太郎Pro 2 JL-Excellent-D	B03111D	2
	一太郎Pro 2 インストールメディア(DVD)	9032599	1
	ウイルスバスター クラウド 3年版	TICEWWJ8XSBUPN3701Z	1

奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等の賃貸借契約書（案）

奈良県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等（以下、「物件」という。）の賃貸借に関し、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の契約条項によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第1条 乙は、その所有にかかる別表「賃貸借物件明細」の物件を甲に対して賃貸する。なお、物件の仕様その他の条件は、この契約に定めるほか別紙「奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等の借入れ」にかかる仕様書によるものとする。

（賃貸借料）

第2条 賃貸借料は、月額 円とする。
（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 円を含む。）

（予算の減額又は削除に係る契約の解除等）

第3条 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき賃貸借料が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することができる。

2 甲が、前項の規定によりこの契約を変更又は解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借の期間は、令和2年2月1日から令和7年1月31日までとする。

（保管場所）

第5条 物件の設置場所は、次のとおりとする。

- ・ 奈良市登大路町30番地（奈良県庁分庁舎 5階）
奈良県 農林部 林業振興課内（パソコン1台、プリンタ1台、プロッタ1台）
- ・ 大和郡山市満願寺町60-1（奈良県郡山総合庁舎 3階）
奈良県 北部農林振興事務所 農林普及課内（パソコン1台）
- ・ 橿原市常盤町605-5（橿原総合庁舎 2階）
奈良県 中部農林振興事務所 農林普及課内（パソコン1台）
- ・ 吉野郡大淀町佐名伝626
奈良県 南部農林振興事務所 林業振興第一課内（パソコン1台）
- ・ 吉野郡大淀町佐名伝626
奈良県 南部農林振興事務所 森林整備課内（パソコン1台）
- ・ 吉野郡十津川村大字折立631-1（十津川村林業会館 2階）
奈良県 南部農林振興事務所 林業振興第二課内（パソコン1台）
- ・ 高市郡高取町吉備1
奈良県森林技術センター（パソコン1台）

(契約保証金)

第6条 乙は、契約締結と同時に契約期間で発生する金額総額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、乙が次の各号の一に該当するものであるときは、甲は契約保証金を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者であり、その保険証券を甲に寄託している者
- (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者

2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券
- (2) 銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証を証する書面

3 乙が納付した契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、契約の履行後これを還付する。

(賃貸借料の請求と支払い)

第7条 乙は、賃貸借開始日の属する月の翌月以降に毎月、前月分の賃貸借料を甲に請求し、甲は乙から提出された支払い請求書を受領した日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

- 2 賃貸借料には、この契約に要する費用、賃貸借物件の搬入、設置、調整及びこれに付随する作業に要する経費並びに保守点検に要する費用を含むものとする。
- 3 賃貸借期間に1か月未満の端数が生じたとき、又は乙の責に帰すべき事由により甲が物件を使用することができなかつたときは、甲が乙に支払うべきその月分の賃貸借料金は、その月の暦日数に基づく日割計算によって計算した額とする。ただし、日割計算に係る計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、円未満の額を切り捨てるものとする。

(保険)

第8条 乙は、物件について契約期間中は、継続して乙を被保険者とする動産総合保険を締結し、その費用を負担する。

- 2 甲は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに乙に通知しなければならない。

(危険負担)

第9条 納入前に物件に滅失き損が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、その滅失き損は乙の負担とする。

- 2 納入後に物件に滅失き損が生じた場合には、乙の責に帰すべき場合を除き、その滅失き損は甲の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第10条 契約期間中、隠れた瑕疵により、物件の正常な運転及び操作ができないときは、乙の負担により、必要な補修及び交換を行なうものとする。

(損害賠償)

第11条 甲は、第十四条第一項各号による契約解除した場合、又は物件に重大な欠陥が認められ、正常な運転等を維持できず、甲が業務遂行上損害を被ったときは、甲と乙が同意して選出した第三者の損害

に対する評価に基づき、乙に対してその賠償を請求することができる。

(債権及び債務の相殺)

第12条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、甲が乙に対し支払う賃貸借料と相殺することができる。ただし、乙の支払うべき債務が甲の支払うべき金額を超えるときは、乙は、その超過分について甲の指定する期限内に甲に納付しなければならない。

(履行不能の場合の措置)

第13条 乙は、その責に帰することができない事由により、契約の全部若しくはその一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての賃貸借料の支払い義務を免れるものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号の一に該当する場合においては、契約の全部またはその一部を解除することができる。

- (1) 乙が競争入札に関し、不正な行為をしたとき。
- (2) 乙がその責に帰する事由により賃貸借期間開始日に契約上の義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
- (4) 乙が契約の履行に関し、不正の行為をしたとき。
- (5) 乙が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
- (6) 乙がこの契約に違反することにより、第一条に掲げる目的を達することができないと認められたとき。
- (7) 乙が乙の都合により契約の解除を申し出たとき。
- (8) 乙が故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (9) 乙の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (10) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (11) 乙の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (12) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (13) 第11号及び第12号に掲げる場合のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (14) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」という。）に当たって、その相手方が第9号から第13号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (15) この契約に係る購入契約等に当たって、第9号から第13号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合において、甲が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従

わなかったとき。

(16) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるとき。

- 2 前項の場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わない。
- 3 甲は、第一項に基づき本契約を解除しようとするときは、事前にその理由を記載した書面により乙に通知するものとする。
- 4 甲が第一項の規定において、契約を解除した場合、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。
- 5 前項の違約金の請求は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 6 第一項による契約の解除に伴う物件の返還に要する費用は、一切を乙が負担する。
- 7 甲は、第一項に定める場合のほか、契約の履行が完了しない場合において、特に必要があるときは、甲乙協議のうえ、契約を解除することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第15条 乙は、甲がこの契約により使用している物件に対し、債権その他の担保権を設定してはならない。
- 2 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、予め書面による甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(所有権の表示)

第16条 乙は、物件に自己の所有物である旨と管理責任者の表示をしなければならない。

(立入)

第17条 乙(乙の委託を受けた者を含む。以下、本条において同じ。)は、物件の納入、保守又は管理等のため、甲の承諾を得て物件の設置場所に立ち入る事ができる。この場合、立ち入る者は必ずその身分を証明する証票を着用しなければならない。

(物件の設置)

- 第18条 乙(乙の委託を受けた者を含む。以下、本条において同じ。)は、保管場所に物件を搬入し、設置、調整及びこれに付随する作業等を行ない、物件が完全に作動することを確認のうえ設置するものとする。なお、設置作業は賃貸借期間開始日前に完了し、甲による検収を受け、了承を得なければならない。
- 2 乙は、前項の設置後に甲の職員が物件の操作対応及び故障対策に初期対応できるよう説明又は教育するものとする。

(物件の返還)

第19条 乙は、賃貸借期間が終了したときは、甲からの申し出があった場合を除き、物件を撤去回収するものとし、その費用を負担する。

(契約終了後の措置)

第20条 前条の規定にかかわらず、甲は、リース期間終了後も物件のうち、ソフトウェアを無償で使用できるものとする。

(物件の取替、改造及び追加)

第21条 甲は、物件の取替又は改造を希望するとき、及び物件に他の機器を追加する必要があるときは、予め文書をもって乙に協議するものとする。

2 物件の取替、改造及び追加に伴う費用や、その後に発生する費用及び賃貸借期間については、別途甲乙協議してこれを定める。

(物件の使用管理)

第22条 甲は、善良な管理者の注意をもって物件を使用管理しなければならない。

2 乙は、甲の故意又は重大な過失によって物件の機能が低下し、又は損傷したことによって被害が発生したときは、甲と乙が同意して選出した第三者の損害に対する評価に基づき、甲に対してその賠償を請求することができる。

3 前項の場合、第八条において保険で補償される損害相当額に対しては、甲はその責任を免れるものとする。

4 甲は、物件を第三者の権利の目的物とすることはできない。

5 甲は、物件を第五条に定める場所から移転する場合は、予め乙の承諾を得るものとする。

(保守点検)

第23条 乙（乙の委託を受けた者を含む。以下、本条において同じ。）は、甲が業務を遂行し、物件の正常な運転を維持するため、保守対象物件の迅速な保守及び保守関係作業を行なうものとする。

2 乙は、保守及び機器等の障害に対する復旧対応が完了した場合は、機器等の保守内容を記載した書面を添付し、甲の承認を受けるものとする。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第24条 乙（乙の委託を受けた者を含む。本条において以下同じ。）は、この契約による業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、これらの秘密を他の目的に利用してはならない。

2 乙は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 前二項の義務は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

4 前三項に定める義務に乙が違反したときは、乙は甲及び損害を受けた第三者にその損害を賠償しなければならない。

(契約内容の変更)

第25条 甲及び乙は、必要があると認める場合は、協議のうえ、この契約の内容を変更することができる。

(事情変更による契約金額の変更)

第26条 契約締結後において、経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不相当と合理的に認められる場合は、その事情に応じ甲及び乙は、協議のうえ、契約金額を更改することができる。

(管轄裁判所)

第27条 本契約に関する訴訟については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約に係る経費)

第28条 本契約の締結にかかる経費については、乙の負担とする。

(補則)

第29条 この契約書について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 奈良市登大路町30番地

奈良県農林部長 杉山 孝

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。